平成２３年（フ）第１３３９７号
千葉県船橋市本中山３丁目22―10―306、開始決定時の住所東京都台東区千束４丁目44―12
破産者　田中　和子（旧姓池田）
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４２４号
東京都新宿区上落合１丁目22―８　さつき荘１階２号
破産者　武井　正喜
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４４４号
東京都練馬区旭丘１丁目38―１―601
破産者　田村満里子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４５４号
東京都八王子市堀之内２丁目11番地の22
破産者　株式会社アールテック
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５０４号
千葉県習志野市谷津３丁目29番15―404号
破産者　有限会社千葉軽貨物
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５０５号
千葉県習志野市谷津３丁目29―15―404
破産者　三崎　勝彦
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５１１号
東京都台東区入谷２丁目29番８号坂原ビル501
破産者　株式会社竹内興業
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５２４号
東京都大田区蒲田５丁目27番14号　ハーヴェス蒲田１Ｆ
破産者　有限会社錦蒲技研
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５８０号
神奈川県横浜市中区相生町１丁目１番地５
破産者　株式会社行政アド
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５８１号
神奈川県横浜市都筑区北山田７―２―44―102、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区早渕３丁目６―20―110
破産者　磯部　剛一
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６０１号
千葉県浦安市富岡３丁目３―Ｆ―312
破産者　露久保紀四雄
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８５６号
福岡市中央区輝国２丁目12番12―217号
破産者　簑原　信樹
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９号
山形県米沢市通町２丁目13番８号
破産者　遠藤　信行
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１４０３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2891番地13
破産者　城後　一樹
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５９号
福岡市南区野多目５丁目14番26号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区向新町１丁目８番23号
破産者　吉永　利明
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４５号
北海道北広島市大曲並木３丁目12番地４
破産者　本間　昭彦
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６１号
札幌市東区北24条東19丁目２番１―301号
破産者　中畑　　實
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
北海道標津郡中標津町東６条南９丁目１番地９　ハイツハレクラニ１―Ｃ、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東６条南９丁目１番地９
破産者　盛合　利恵（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２４７号
仙台市青葉区小田原８丁目11番５―106号
破産者　伊藤　悦郎
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
仙台市青葉区小田原８丁目11番５―106号
破産者　伊藤　幸子
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係